



商工会ニュースしわ 6月号

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和2年6月1日発行

◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

◇第60回通常総会を開催◇

第60回通常総会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月26日に書面議決で開催され、全議案とも原案のとおり可決決定いたしました。

今年度の重点事業は、①企業力向上に取り組む会員企業への支援強化 ②商店街活性化事業の推進 ③販路開拓事業の支援と紫波ブランドの確立 ④組織強化の推進となっています。

新型コロナウイルスの影響で大変厳しい状況が続いておりますが、資金繰り支援や補助金支援、給付金申請支援等新型コロナウイルス対策支援に加えて、事業者個々が自ら事業計画を策定できるよう支援し、持続的な経営力向上と成長発展を図ることを目標に推進してまいります。個社の経営力向上に向けて役職員一同全力で事業に取り組む所存ですので、ご支援・ご協力をお願いいたします。

イベントの中止について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年7月上旬に開催していた「紫波町びっくり市 夏の陣」と8月上旬に開催していた「紫波夏まつり」及び「日詰夜市」の開催は中止することとなりました。ご協力をいただいております皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

雇用調整助成金個別相談会の開催について

商工会では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、休業や売上減少等などから従業員の休業を余儀なくされている事業者を対象に、「雇用調整助成金」制度について個別相談会を引き続き開催しています。働き方改革におけるお悩みもお受けいたしますので、この機会にぜひご相談ください。

【日時】（時間：午前10時～午後4時）

令和2年6月・・・10日（水）、17日（水）※相談時間 1事業所1時間程度

【場所】紫波町商工会館2階

【講師】小笠原社会保険労務士事務所 社会保険労務士 小笠原 裕一 氏

【定員】1日5事業所（定員になり次第、締め切ります。）

【申込方法】参加する方は、希望日及び希望時間を下記申込書にご記入の上ご連絡ください。

※時間割については、後日調整します。

【その他】当日は、感染予防対策として、マスクの持参及び着用のご協力をお願いします。

「雇用調整助成金個別相談会」参加申込書 (FAX : 019-672-2316)

・事業所名 _____ ・電話番号 _____

※○で囲んで選択してください。

・相談希望日 ①6月10日（水） ②6月17日（水）

・相談希望時間 ①午前10時 ②午前11時 ③午後1時 ④午後2時 ⑤午後3時 ⑥何時でもよい

みんなで飲食応援チケット事業について

商工会では、新型コロナウイルスによる外出自粛や消費抑制の影響で苦しんでいる町内の飲食店、タクシー事業者、運転代行業者を対象とした応援事業を行います。

町内の参加事業者様に20%のプレミアム付き応援チケットを配布し、プレミアム分を助成する事業で、事業期間は令和2年7月～令和3年1月までの7か月間となっております。消費者の消費喚起につなげ、少しでも事業者様の利用客増加の助けになればと思います。

飲食店、タクシー事業者、運転代行業者の会員の皆様には別途参加申込書をお送りいたしますので、詳細はそちらをご覧くださいいただけます。

参加希望の場合、必要事項を記入の上、商工会まで提出下さるようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの影響に係る紫波町家賃補助について

紫波町では新型コロナウイルスの影響で売上が減少した事業者に対して、家賃を補助する支援を開始しました。

対象者 ※下記の条件をすべて満たす方が対象

- ・小売業、飲食業、サービス業を営む町内に本社のある法人又は町内に主たる事業所を有する個人事業主。
- ・令和2年2月から同年9月の間にひと月の売上が前年同月と比べて30%以上減少しているもの。
- ・通年営業していること（週5日以上営業）
- ・令和元年度以前に徴税の滞納がないこと
- ・暴力団と関わりのないもの

補助内容

- ・令和2年4月から令和2年9月までの連続する3か月分
売上が前年同月と比べて30%以上50%未満減少の場合・・・家賃の25%（上限5万円）
売上が前年同月と比べて50%以上減少の場合・・・・・・・・・・家賃の50%（上限10万円）

受付期間

- ・令和2年5月20日～令和2年10月30日

お問合せ

- ・紫波町産業部商工労働観光課 電話：019-672-2111 メール：kanko@town.shiwa.iwate.jp

小規模事業者持続化補助金のお知らせ

小規模事業者が商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援する補助金です。引き続き申請支援を行っていますので、詳しくは商工会までご相談ください。

※新型コロナウイルスの影響で売上が一定額下がった事業所には加点措置が与えられます。

- ・補助上限 50万円※「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた事業者もしくは、令和2年1月以降に創業した事業者は100万円
- ・補助率 2/3
- ・小規模事業者 卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）
⇒常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業、建設業その他
⇒常時使用する従業員の数20人以下
- ・補助対象経費
①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費
⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費
- ・応募期間
本年度は年4回の通年応募となっております。第3回締切（令和2年10月2日）と第4回締切（令和3年2月5日）に応募を希望する方は商工会にご相談ください。